

No. **122**

2014.1

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



諏訪大社 下社 秋宮



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 諏訪大社 下社 秋宮 (諏訪郡下諏訪町 5828 番地)

諏訪大社は、諏訪湖の周辺に 4 箇所あります。

諏訪市に、上社（本宮） 茅野市に、上社（前宮）
下諏訪町に、下社（春宮・秋宮）の 4 社。信濃國一之宮で全国各地にある諏訪神社総本社であり、国内にある最も古い神社の一つとされています。

日本三大奇祭の一つである御柱祭（おんばしら）が、寅と申の年に行われます。諏訪地方の氏子が熱狂的になる七年に一度のお祭です。

今は、その時を静かに待っている境内でした。

（今回は、下社を紹介しました。）

写真提供：（広報部員 藤森ひろ子）



下社 春宮

目 次

新年あいさつ	・長野県知事 阿部守一 2 ・会 長 山崎隆二 4
各部長あいさつ	・総 務 部 長 山本準一 5 ・農 林 部 長 若林政夫 6 ・建 設 部 長 香坂宗一 7 ・運輸交通部長 小林一夫 8 ・国 際 部 長 吉田靖史 8 ・保健生活安全部長 和田英幸 9 ・環 境 部 長 清水 博 10 ・企画研修部長 佐藤 勉 11 ・市民法務部長 小野清仁 12 ・広 報 部 長 蟹澤幸子 13 ・法規監察部長 石井喜博 13
年 賀	・ 14
会 長 の ペ ー ジ	・ 15
新年賀詞交歓会	・ 19
業 務 資 料	・「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の記載内容に関する留意事項 21 ・横浜市郵送請求事務センターの設置について（ご案内） 22 ・代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について 23
フィリピン台風被害義援金報告	・ 26
研 修 会 報 告	・ 27
お 知 ら せ	・行政書士無料相談について 29 ・行政書士電話相談について 29 ・DVDの注文 30 ・行政書士PR用パンフレットの注文 30 ・斡旋物一覧表 30
会 議 報 告	・ 31
支 部 だ よ り	・諏訪支部 37
長野県行政書士政治連盟のページ	・ 39
会 員 の 動 き	・入会 ・退会 ・ご逝去 40
編 集 後 記	・ 40



新年を迎えて

長野県知事 阿 部 守 一

明けましておめでとうございます。県民の皆様には、平素より県政の推進につきまして温かい御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年は、ロシアのソチにて第22回オリンピック冬季競技大会と第11回パラリンピック冬季競技大会が開催されます。1998年の長野大会から数えて四度目の舞台となるソチには、本県でトレーニングを積んできた選手の皆さんも出場を予定しており、その活躍が期待されるところです。さらに昨年9月、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定しました。冬季大会を開催した長野県の知事として大変嬉しく思うと同時に、いま再び日本から発信するオリンピックムーブメントの取組を、全面的に応援、協力してまいります。

さて、平成22年9月に私が県民の皆様の負託を受けて県政に取り組み始めてから四回目の新年を迎えました。この間、私は知事として、県民の皆様との約束を実現すること、長野県の強みを更に伸ばすこと、見過ごされがちな課題にもきめ細かく対応すること、この三点に留意しながら県政運営にあたってまいりました。

昨年の4月から、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を基本目標とする新しい総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」をスタートさせました。本プランには、県民の皆様と県行政の力を結集して重点的に進めていく政策推進の基本方針として、①『『貢献』と『自立』の経済構造への転換』、②「豊かさが実感できる暮らしの実現」、③『『人』と『知』の基盤づくり』の三つを掲げるとともに、激化する地域間競争の中で長野県の価値を高めていくために、「信州ブランド戦略」による発信力の強化を盛り込みました。

また、経済構造の転換に不可欠な次世代産業の創出や人材育成等を促進すべく「長野県産業イノベーション推進本部」を設置しました。本県が誇る高度な技術集積や健康長寿などの地域の強みや資源を活かしつつ、健康・医療や次世代交通など今後成長が期待される産業分野への事業展開が促進されるよう、産官学連携による技術革新や規制改革への取組を加速させるとともに、工科短期大学校や農業大学校の充実、さらには新県立大学構想の実現によりグローバルに活躍できる産業人材の育成を図り、信州に人と知の基盤を構築してまいります。

長野県の大きな強みの一つは、三千メートル級の山々と清流が織りなす雄大な自然と広大な県土が持つ多様性、美しさです。77の市町村には、気候風土に個性があり、雪の降り方も花の咲き方も異なります。長い歴史の中で育んできた文化や農山村の営みは美しさと躍動感に溢れ、日本一の健康長寿をもたらすライフスタイルは今、全国、いや世界からも注目されています。こうした日本一の山岳環境や美しく豊かな森林、農山村の風景を未来へと引き継げるよう、信州独自の「山の日」の制定や、世界水準の山岳高原観光地づくりにも積極的に取り組んでまいります。

進取の気性に富んだものづくり産業、際立つ個性を持った観光地や農産物など世界に誇れる「資源」に加え、最近では、ありのままの農村生活を体験する「ほっとステイ®」や、農作物の実りの風景「エディブル・ランドスケープ」による豊かで美しい空間づくりなどの取組も活発になってきました。

私は、こうした長野県の持つポテンシャルや強みこそが、今の時代にあってはひとときわ輝くものであることを改めて強く意識し、更に磨きをかけていきたいと考えています。

長野県知事として、212万県民の皆様と手を携えて、新たな信州のくにづくり、ものづくり、ひとづくりに挑戦できることに、大きな喜びと誇りを感じております。今後とも美しき健康長寿県「しあわせ信州」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります決意です。

むすびに、長野県行政書士会会員の皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げ新年の御挨拶と致します。



新年のご挨拶

会 長 山 崎 隆 二

平成26年午年の新年明けましておめでとうございます。

25年を振り返ると、京都清水寺で書かれた「輪」の文字に象徴される年となり、国内においては、2020年の東京オリンピックの招致決定や、野球界では東北楽天ゴールデンイーグルスの日本シリーズ優勝などの明るい話題があった一方、まだまだ進んでいない東日本大震災から復興や原発事故の処理、臨時国会における特定秘密の保護に関する法律の成立などがあり、国外においては、日本海域における防空識別圏問題、TPP交渉と農業政策の大転換、フィリピン台風被害など、国民サイドからは「じえじえじえ！」と叫びたくなる事が山積した年でありました。これらは26年も継続され、消費税率アップが国の景気にどのように影響するか見通しの立ちにくい年になるものと思われます。

当会においては、昨年に続いて北陸信越運輸局からの自動車登録窓口補助業務と国交省からの賃貸住宅に関する相談業務を受託し、日本政策金融公庫、八十二銀行、長野銀行などの金融機関との連携も一層強化していきたいと思えます。

「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする」行政書士制度を通じた国県市町村への協力とPRや、「会長のページ」にも掲載した士業間の「立体的共存共栄関係」を力強く押し進めていく年にします。

また、成年後見、生活保護、裁判外紛争解決などの住民に身近な社会貢献事業の展開、さらには自治体との防災協定の締結なども視野に入れて行政書士会を運営します。

「外に向けては行政書士制度活用のPR、内に向けては業務処理能力の向上と職業倫理とリーガルマインドの向上」を目標に船を進めましょう。それは今です！

昨年度に理事会で可決承認された業務組織の再編と充実に加え、26年度は「一人ひとりの会員の平等」を羅針盤として、会員一人当たりの支部交付金の平等化を実行し、これとセットで県下各地の会員が平等に研修を受けて能力担保を向上する機会をもてるよう県本会と支部による早期年間研修計画の策定などを実行します。

住民や企業への「おもてなし」の心で運営している当会の進むべき方向にご理解ご協力いただいております役員各位及び支部役員各位並びに会員各位に感謝し、26年が皆様にとってご多幸の年となりますことを祈念申し上げ、新年の決意といたします。

各部長あいさつ



新年にあたり

総務部長 山本 準一

明けましておめでとうございます。新年を迎え会員の皆様もそれぞれに希望に満ちた一年のスタートをきられたこととお慶び申し上げます。

昨年のわが国の経済においてはアベノミクスで始まりアベノミクスで終わったと言っても過言ではない一年でありました。これほどまでに政権が交代してその成果が顕著にあらわれたということは過去の歴史上にも例がなかったように思われます。

然しながら、本年4月からの消費増税が国民の生活に重い負担を強いる、マイナスの影響を及ぼすことは一時的であれ免れない様相であります。

一方、地方の中小零細企業を取り巻く環境においては、ようやく明るい兆しが見えてきたものの、さほどの変化と体質改善がなされて来ているとは感じ難いのも現実であります。

また、現在わが国では外交、防衛問題の一つとして近隣諸国との領土、領空、領海問題を抱えております。最近は各種の利権に絡んで特に覇権争いが活発化している現状があります。

同様に我々行政書士を生業とする者にとっても隣接する法律関連士業間との業際問題が依然として根強く後を絶たない現状であります。数年前より日行連が行政庁に対する不服申立代理権と行政書士法改正を求め、鋭意活動を行ってきましたが、昨年は「日弁連」をはじめ「日司連」「全社連」「日税連」等から

の強い反対で国会審議の法案提出が見送られたという経緯があります。

我々は怯まず主張すべきところは徹底的に主張し、論破し、その目標を具現化させるべく一層努力しなければならないと決意を新たにします。

さて本会の総務部のこれまでの活動経過につきましては前回の会報121号にて報告させて頂きましたので、それ以降の活動と今後の具体的計画について報告をさせて頂きます。昨年の10月21日と22日に会館で行われました法定業務研修会において『行政書士の倫理・コンプライアンスと業際問題・職務上請求書の使用方法について』の研修を総務部が担当して研修を行いました。

次に会則規程の見直しでは「支部交付金交付規程」が12月6日の理事会において12年ぶりに改正され、来年度より実施されることになりました。同時に「苦情事案等処理要領」も一部改正され同日に施行となりました。

次に会館の維持管理と有効利用に関する事項として、来年度から会館内の各トイレ全6箇所の手洗い場所に「ペーパータオル」を設置する予定です。特に研修会に参加された会員の皆様からの要望にお応えし、そして衛生面での効果が発揮されるものと思われます。

総務部では多くの会員の皆様に気軽に会館を利用して戴き、「行政書士会館」がより身近な『会員の憩いの場』となるように改善に努力して参りたいと思っております。

昨年11月下旬、他の単位会会員による不祥事が新聞、テレビ等により報道されました。職務上請求書の不正使用による「戸籍法違反」の容疑で逮捕された事件です。この事件

によりこれまで築き上げてきた行政書士に対する国民の信頼が、瞬時に崩壊されてしまった感が拭えません。

「行政書士倫理綱領」の前文に記されている「行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする」を念頭に、常に警戒し、自戒し、コンプライアンス意識を持って国民の期待と信頼に応えて戴きますよう改めてお願いいたします。

最後になりましたが、本年も会員の皆様にとって最良の年となりますことをここにご祈願申し上げます。



農林部の活動について

農林部長 若林 政夫

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年度より部会組織の見直しを行い、従来の農林建設部が農林部と建設部に分割されました。会員の皆様には、従前同様に当部の活動につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年同様、当部の今年度の事業計画の内、特に力を入れて参りたいことは、会長の活動指示（ミッション）でもありますが①県市町村、国の機関、関係団体への対応、具体的には県の農政部（農業政策課農地調整係）を随時訪問し、交流を深める活動を展開し、情報の収集、会員への通知、研修会の開催等を行う。②各支部の支部長、農地担当部会長の御協力を得て、研修会を2以上の会場設定でおこない、会員の機会均等に配慮する。③農林部の守備範囲は農地だけに限らないので、土地関連の業務（開発行為申請、占用・自営工事申請、河川法・砂防法関係申請等）についても研修会を開催する。④委任状添付の推進、

コンプライアンスの徹底、であります。

すでに実施しました事業としまして

1、平成25年7月23日、松本市あがたの森文化会館にて建設部との共催で支部担当者連絡会議を開催致しました。各支部の部会長より大変貴重なご意見を頂戴し、今後の農林部の研修を行っていくうえで参考となりました。また、同席上で非行政書士排除のために各窓口におくプレートを本会費用で作成、各支部へ交付願いたい、とのご意見をいただきました。監察部との関連性もありますが、先般の理事会その後の政連幹事会においても前向きに検討されているところであります。

2、平成25年9月20日、県庁農政部農業政策課を会長他農林部3名で訪問し、ホットな情報提供の依頼、農地法許可申請書の欄外に行政書士欄を設けて欲しい、各地方事務所単位で農地法申請の添付書類に差が大きすぎるのでできる限り統一できないか、1種農地の太陽光発電についての見解等、について意見交換を行いました。

3、平成25年11月27日（水）、伊那市の伊那図書館にて農地法関連の事例研修会を開催いたしました。この研修会は一昨年度から実施している事業でありますが大勢の皆様のご参加をいただきました。また発表者の方は熱が入り制限時間オーバーの活況であり、感謝申し上げる次第であります。

今後の研修会予定としましては、2回目の事例研修会を佐久支部との共催で平成26年2月3日（月）に決定しております。

前々年度から実施し、参加した方には好評でありました図面作成に関する研修につきましては事例（特にトラブル事例）として、この研修会の中で取り上げていきたいと思っております。

また25年度内に県農業政策課農地調整係の担当者を講師とする研修会の開催、支部担当者会議の中で要望のありました開発行為申請に関する研修会を計画しております。

会員の皆様が取り組んでおります許認可業務の中でも、農地法関連業務を手掛けている会員の皆様が非常に多いことから鑑み、有意義な実務研修会を開催して参りたいと思います。また TPP 問題に絡み、農業のあり方が大きく変わろうとしており、農地法にも改正が予想されますがタイムリーな情報収集に努めたいと思いますので皆様のご協力をお願い申し上げます。



建設部の業務について

建設部長 香坂 宗一

新年あけましておめでとうございます。

建設部の運営につきましては、会員の皆様に格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。本年も新たな希望を持って進んでいきたいと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

本年度、業務組織の改正により建設部が発足しました。関連情報を収集し伝達すること及び建設業に関する研修会を開催することが主な業務となっています。

以下、本年度の業務実績及び今後の課題についてご報告いたします。

☆情報伝達について

行政機関（国土交通省及び長野県等）、日行連（関地協）及び経営状況分析機関等と連携を図り建設業法改正等の関連情報を会員に伝達しています。

なお、情報の収集に当たっては、長野県行政書士会ホームページ及び関係行政機関のホームページも定期的に参照していただきますようお願いいたします。

☆研修会の開催について

10月に、建設業実務研修会を長野市（会館）において開催しました。

研修内容は、①建設業許可申請書の作成及

び入札制度等について（講師：長野県建設部）②建設業財務諸表の作成について（講師：経営状況分析機関（ワイズ））でした。

12月には、社会保険及び建設業事例研修会を諏訪市において開催しました。

研修内容は、①社会保険・労働保険の仕組みについて（講師：特定社会保険労務士）②建設業許可申請等の事例について（会員提出事例検討）③伝達研修（関東地方整備局会議資料及び関地協建設業務連絡会事例）でした。

今後の課題としまして開催時期、時間配分及び開催場所等について、各支部建設部会等のご意見を参考にしながら更に検討して参ります。

なお、これら研修会は、長野及び諏訪支部のご協力により同支部（建設部会）との共催として実施することができました。種々のご配慮に感謝申し上げます。

☆支部建設部会長連絡会議の開催について

7月に、この連絡会議を松本市において開催しました。

今後の課題としましては、①事業計画準備段階での共催等の考慮②各種日程情報の共有③開催場所の地理的考慮④研修の基本方針の共通理解等があげられます。

今後とも、より良質な研修を提供できるよう推進して参りますので、関係の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

☆行政書士コンプライアンス研修について

建設部では、支部建設部会長連絡会議及び研修会の開催に併せて建設業に関連する行政書士コンプライアンス研修を実施しました。

この研修の主な内容は、①建設業法関連の行政書士処分事例②職務上請求書の適正使用③建設業者監督処分基準から見るコンプライアンス意識の高揚等です。

今後とも、内容に検討を加えながら実施して参ります。

☆業務受託へ向けての取り組みについて

業務受託の具体的取り組みに際しては、まず人材確保（能力担保）が必要となります。

建設部として研修会参加者のデータベース化（登録）を進め、今後の要請に耐えうるよう準備をして参ります。

☆建設業者社会保険未加入対策への取り組みについて

国土交通省（関東地方整備局）及び長野県等から長野県行政書士会にもこの問題に対する取り組み要請がされています。引き続き情報伝達及び研修会の開催等を通じて周知を図っていきます。



運輸交通部より

運輸交通部長 小林 一夫

あけましておめでとうございます。

平素より運輸交通部の活動に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて昨年は、政連と一緒に県への要望のひとつとして、車庫証明申請書に代理人行政書士欄を設けて印刷してもらいたいと働きかけ、県警本部交通規制課の了承を得ることができました。従来の書式でも記入するスペースはありましたが、行政書士欄を設けることにより、非行政書士にブレーキをかける意義があります。あとは他の分野、建設、農林関係と共に県の決定を待つ状況となりました。

次に、日行連の推進する自動車登録のワンストップサービスの実現の際、行政書士も参入できるよう、「自動車登録 OSS センター支所」看板を行政書士事務所に設置して PR するため希望者に DVD による事前研修を行い、本会では受講者 6 名を推薦しました。

また、研修会としてはいくつかの支部から要請のあった交通事故の自賠責請求についての関連業務についての研修を大野部員が講師となり実施しました。

今年度で 3 回目となる運輸支局登録窓口相談員の派遣事業について、ようやく請負契約

が成立し希望者を募集することになりました。長野支局では 2 月 5 日に支局の会議室において、相談員のための研修会を開催することになりました。

松本登録事務所分については近々決定することと思っていますが、自動車登録に関わりたいて考えている会員の参加を希望します。研修内容や募集要領は別に通知致しますのでご了承下さい。

なお、本年もよろしくお願いいたします。



国際部の活動について

国際部長 吉田 靖史

新年あけましておめでとうございます。

会員のみなさまには、日頃より国際部の活動にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

国際部は、入国管理局での在留資格にかかわる各種申請や法務局での国籍関係の業務についての研修や情報収集を主な事業として活動しています。また、関東地方協議会（関地協）国際業務連絡会の活動にも参画しています。

昨年度は、新しい在留管理制度の導入に合わせて研修会が積極的に開催されましたが、今年度は国際部単独主催の研修会だけでなく、長野・松本両支部の国際部会との共催研修会を行うなど、会員のみなさまへ最新情報の提供を心掛けています。

前回の会報では、上半期の研修会についてご報告しましたので、その後に実施した研修会について記すことにします。

10月に長野地方法務局戸籍課長と東京入管長野出張所長を講師にお招きし、戸籍課長には帰化申請について実務に即した内容を。入管の所長には事前にお伝えした質問に丁寧にお答えいただき、私たちが申請を取り次ぐ際

に心掛けなければならない事やその他の注意事項を語っていただきました。

11月には山梨会国際業務部との共催で、考査対策勉強会と情報交換を兼ねたパネルディスカッションの二部形式の研修会を諏訪市で開催し、山梨会から参加の18名と長野会の14名が共に学び、その後の懇親会も有意義なものとなりました。単位会の枠を超えた山梨会との研修会は、今後も続けられたらと考えています。



12月に松本支部国際部会との共催で、東京会の和田直也先生をお招きして松本市で研修会を行いました。

その他の活動も合わせてご報告します。

関地協国際業務連絡会は、昨年度から東京入国管理局の後援を得て、入管庁舎内で無料相談会を行っています。今年度は10月から1月まで4回の開催を予定し、国際部から相談員を毎回派遣しています。入管後援の相談会は東京入管各出張所でも計画され、11月5日には長野出張所で、窓口案内や書式の記入指



導などをしながら相談を受けるコンシェルジュのような形態で実施しました。当日は連休が明けて窓口が混雑した日で、広報部からお借りした黄色の目立つウィンドブレーカーを着用した私たちの活動は、来所者はもちろん入管職員のみなさんからも助かったと感謝の言葉をいただきました。

今後の予定ですが、国際部の恒例行事である事例研究会を3月21日に松本市で開催を計画していますので、みなさんの参加をお待ちしております。



保健生活安全部会の活動報告

保健生活安全部長 和田 英幸

保健生活安全部の活動報告をいたします。担当窓口は、長野県警察本部（各警察署）、公安委員会、健康福祉部食品・生活衛生課（各保健福祉事務所「保健所」）等となります。また、担当する主な業務としては、風俗営業許可申請、深夜営業営業開始届、古物業開始届、食品衛生法営業許可申請、医療法人設立許可申請、社会福祉法人設立許可申請などが挙げられます。

当部会の担当範囲は行政書士業務の開拓が期待できる分野ですので、部として確立された業務とともに新しい分野に向けても研修の光を当てていく方針です。

本年度の事業として、各支部担当者会議、風俗営業許可申請についての研修会、長野県警察本部生活安全課、健康福祉部食品・生活衛生課との行政窓口に係る手続上の課題についての懇談を計画実施しました。

- 1、平成25年度支部担当者会議及び部会開催
・平成25年7月18日（木）松本支部会議室で、8支部の担当者会議を開催し、部の運営方針の説明、行政窓口での課題について意見交換しました。

- ・平成25年8月2日（金）諏訪支部会議室において、部会を開催し、部の研修会などの活動計画を立てました。
- ・平成26年1月20日（月）役員会を開催し、平成26年度に向けての活動計画と予算案について意見交換しました。

2、研修会の実施

①平成25年8月22日（木）

長野市、行政書士会館3階大会議室にて、
講師：関様

②平成25年8月29日（木）

塩尻市、えんぱーく会議室にて、講師：
茅野様

※それぞれ風俗営業許可申請について、許可申請のポイントについて研修しました。

3、担当部局との懇談（内容）

①平成25年8月22日（木）長野県警察本部生活安全課を訪れ、各警察署における窓口行政での課題について、意見交換を行い、申請書、添付書類の確認をし、並びに、今後、検討する課題についても確認をしました。

②平成26年1月20日（月）、県健康福祉部食品・生活衛生課を訪れ、各保健所における窓口行政での課題について、意見交換を行い事務の改善について提案させていただきました。

（要望の内容）

食品衛生法営業許可申請については、当該許可後に風俗営業許可を受ける際、申請者の住所及び氏名、営業所の住所を正しく変更しなければならない案件（住所の異動があったわけではなく、当初から記載に誤りがあった）が多々見られる。特に、氏名については、外国人の表記やよみがななど、住所については、大字表示と行政区表示の混乱が見られる。いずれも、風俗営業許可申請時には、各警察署の窓口において、変更を求められることがあるので注意を要することになります。

そこで、住民票、公図、全部事項証明書

（建物登記簿謄本）などの確認により、申請者の住所及び氏名、営業所の住所を確定していただきたいと思います。

このことから、食品衛生法営業許可申請の添付書類として、証拠書類となる申請者の住民票、所在地の公図の写し、建物の全部事項証明書（建物登記簿謄本）等を新たに加えていただき表記に誤りがないか確認をしていただくことを提案いたしました。

4、その他

- ・平成26年度は、新規事業についての研修会を考えています。また、当部会が行う研修会と各支部が行う研修会について、それぞれ実施することは大いに結構ですが、内容について効率的に実施できるよう工夫したいと考えています。

今後とも各支部のご担当者及び会員各位のご協力をお願いいたします。



環境部の活動について

環境部長 清水 博

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当部の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

当部は、今年度から保健環境・風営部が保健生活安全部と環境部に分離され、環境部として環境関係業務を扱っております。

長野県の場合、産廃許可申請書に添付する財務諸表の内容によっては、「長期的財務計画書」、または、「中小企業診断士又は公認会計士による診断書等、客観的に経理的基礎を有するかどうかを判断できる資料を添付」することになっており、現在、この「診断書等」については、長野県では中小企業診断士又は公認会計士に限定されておりますが、栃木県では特別研修を受講した行政書士も作成

することができることになっております。

このため、昨年度10月に栃木会に視察に向き、栃木会が主催する「財務諸表に基づく経営分析」、「経営診断書作成」等についての研修を受講し、協議、意見交換を行ってまいり、昨年度11月に第1回特別研修会を開催しました。

今年度に入り、9月に第2回特別研修会「産廃収運業許可申請の実務」「経営分析の手法」、11月に第3回特別研修会「廃棄物法の実務概論」「経営分析に基づく評価方法」を開催し、来年2月に第4回特別研修会「経営診断書作成の実務」「考査」を行い、基準に達した出席会員には「特別研修会修了証書」及び「診断書作成ソフト」を配布することとなっております。

今後、当部の特別研修を受講した行政書士も「診断書」の作成が行えるよう、担当官庁に特別研修の内容を示し、能力担保を確保していることを説明し、協議・折衝を行っていく予定です。

また、本年度の取り組みとして、所轄官庁との協議、情報交換を行うため、県庁廃棄物対策課及び各地方事務所を訪問しました。

10月に、県庁廃対課、長野・佐久・上下各地方事務所を、11月に松本・北安曇・諏訪各地方事務所を訪問し、実務上の記載方法等の取り扱い、許認可申請等の行政書士の関与状況等の聞き取り調査等行いました。残る2地方事務所も訪問する予定です。

各官庁には予約なしで伺ったにもかかわらず、課長はじめ担当者に快く対応していただき、「行政書士による許認可申請等は、特に問題もなく、事業計画者と官庁との間に入って、良くやってくれており、官庁としても助かっている。」との回答が多くありました。

本会の専門部は、内に向かっては会員の資質の向上のための研修会等の実施、外に向かっては特に担当官庁との折衝、協議がその任務と思っております。

行政書士の専管業務であります許認可申請

は、ますます専門性の高い業務となっており、管轄する官庁からも専門的能力を期待されており、専門家の養成・育成を目指して努力してまいりたいと思います。

会員の皆様のご健康と新しい年が明るく希望に満ちた年となりますようお祈り申し上げます。



ご挨拶

企画研修部長 佐藤 勉

新年あけましておめでとうございます。皆様方に置かれましては、清々しい新年をお迎えのことと存じ、お慶び申し上げます。

企画開発部から企画研修部と衣替えし、以前の企画開発部で行なっていた業務をほぼそのまま引き継ぎ、半年余を経過いたしましたので、部の活動内容などについてご紹介申し上げます。

事業計画としては、

- ・新規登録会員の必須研修の内容を検討して実施すること。
- ・法定業務研修方策を検討し実施し会員の資質向上を図ること。
- ・新規業務の開拓及び当該業務研修に関する検討、実施。
- ・日行連中央研修所の協力を得て、インターネットによる全国統一的な業務知識の吸収を図ること
- ・研修のありかたを検討することなどとなっております。

この事業計画に基づき、10月21・22日に書士会館に於いて、「公証役場の利活用について」と題し、長野公証役場からのお二人の公証人に加えて、内部講師による法定業務研修を実施いたしました。1月29日・30日には毎年恒例の新規登録会員研修会（今年度は、本会各部の協力を得て、行政書士業務の全般的

な解説及び本会組織・活動内容などについての紹介、新たな取り組みとしてインターネット活用による集客と注意点や応談からクローズに至る注意点、更新された職務上請求書の取り扱いやコンプライアンスなどを扱う予定。) 加えて、日行連企画の平成25年度著作権相談員養成研修に協力し、連合会資料に基づいて、長野会独自に資料を編集し、日程を圧縮して2月19日に松本市に於いて実施する予定です。この著作権相談員養成研修は従来の概論研修ではなく、研修終了後に各種書類が作成できるレベルを目指しております。

従来、書士会館にお集まりいただいて行っておりましたネット研修は、日本行政11月号掲載のとおり、ビデオ・オンデマンド研修システムに変更となりましたので、日行連ホームページにアクセスしてご活用いただけるようになりました。

名称は……研修部ですが、飽く迄も研修会開催が最終目標ではなく、仕事があって初めて研修の成果が発揮出来る……この精神を忘れずに業務獲得に結び付く企画・研修を続けて参りたいと存じます。

本年が会員の皆様にとりまして、益々、飛躍・発展の年となりますことをお祈り申し上げます。



市民法務部の課題

市民法務部長 小野 清仁

市民法務部は、これから何に取り組んでいったら良いのでしょうか？行政書士の業務は非常に幅広く、簡単に説明することは困難です。何年も付き合ったお客様から突然、「ところで、行政書士って何をするの？」と聞かれました。非常に答えづらい一瞬ですが、そのような経験をお持ちの方はいらっしゃいませんか。山崎会長は、行政書士業務をより

分かり易く説明するために、他士業との関係から円を使用した図によって説明しております(説明図を何度か目にしているかと思われます)。市民法務部の取り組むべき課題も非常に多くわかりづらいのではないかと思います。ただ、強いて言えば、行政書士法にいう「権利関係・事実証明」が、取り組むべき課題にあてはまるのではないのでしょうか。他士業から、行政書士業務が脅かされておりますが、我々行政書士自身ができるはずの業務をしていないことも一因かと思っております。行政書士業務は範囲が広く、市民法務部もやるべき課題が多いですが、とにかくやっていくしかありません。

ところで、市民法務部の平成25年度は、民法講座と無料相談会及び金融機関との連携・研修会の開催の実現に努めてまいりました。民法講座は、大学教授に講師をお願いして実務一辺倒ではない、アカデミックなものを目指してやってきました。実務家の実務に即した研修もいいのですが、通説判例を踏まえ、日々の研究に裏付けされた教授の言葉は、時に我々のもやもやをすっきりさせてくれました。このような観点から、来年度も大学教授による講座にこだわっていく所存です。そこで、憲法、刑法、会社法、行政法等の講座を検討し、順次実施して参ります。行政書士の能力担保の一環になればと考えておりますので、なるべく多くの方に出席してもらえよう努力して参ります。

金融機関との連携ですが、昨年度から正副会長の方々が銀行を訪問し、さらに一步前進すべく今年度は市民法務部も同行し、協議してきました。その結果、平成26年1月に研修会、交流会を実施できることになりました。金融機関と覚書を締結した、話し合いの場は何回か設けただけでは、意味がありません。相続手続きや許認可は行政書士へという流れを金融機関に是非理解してもらい、両者の相互理解による協力関係の強化に繋げていくことが大切だと考えております。

最後になりましたが、市民法務部は研修会等を通じ、会員の行政書士業務の役に立てるよう、頑張っていきます。



広報部の活動報告

広報部長 蟹澤 幸子

昨年6月13日の合同部会に始まりました当広報部は、各支部から1名参加の8名と担当副会長を加えて9名で構成する大所帯となっております。部会は、広い長野県の1か所に集合するのも大変なので、多くは粗真ん中どころと言える松本支部の事務局をお借りしての開催となりました。部員は皆アイデアマンの集まりで、次から次へと積極的な意見が飛び交い大変活気づいた会議となっております。

広報の目的はと言えば、「行政書士の業務」を外部へ向かっては宣伝活動であり、内部へ向かっては必要情報の提供であり、それによって多くの会員の業務に繋げることに他なりません。しかし、「行政」という大まかな名称からして、具体的な業務内容が一般的に解り難くなっているに加え、他士業の積極的な宣伝攻勢をみておりますと、外部へ向けての宣伝活動に力を入れざるを得ません。そこで、昨年9月から本年2月まで半年間SBCラジオによる毎週日曜日放送の「武田徹の日曜音楽夢工房」のスポンサーとなってCMを流しております。これは、費用のかかることではありますが、会員の反応をみた上で通年で続けていけたらと思います。更に本会のホームページを解り易くもっと充実させたいとパソコンに詳しい会員からの意見もあ

り、メルマガの配信や、使用人口の増えているスマホやタブレット等からの閲覧も容易に出来るようにと画策しております。

とにかく宣伝活動には多額の予算が必要となりますが、費用対効果を十分考慮した対策を練っていきたいと部会員一同、意欲的に取り組んでおります。



法規監察部の活動報告

法規監察部長 石井 喜博

平成26年おめでとうございます。

法規監察部は本年度これまで行政書士制度広報月間における行政書士制度の認知向上等のための活動を行ってまいりました。また監察部門としては監察案件の処理等を行ってまいりました。

今後としては行政書士の業務範囲についての整理とその周知・普及についても一層力を入れて活動していきたいと思っております。

町の身近な相談相手としての行政書士の業務は非常に多岐にわたり、市民相談会等を通じたなかで社会の要請も拡がっていると思えます。そういった中でどこまでが行政書士の業務であるか、行政書士業域の確保と、他方他士業との連携の必要性も考え、第一により良い市民サービスを提供するためには、という観点で活動できたらと考えております。

任期残り1年余の中でどこまで出来るかわかりませんが、会員の皆様の日常の業務に資する事が出来るように活動して行きたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

あけまして
おめでとうございます

会員の皆様のご繁栄とご多幸を
お祈り申し上げます



会 長 山 崎 隆 二

副会長 坂本 勇 喜

副 会 長 佐 藤 勉

副会長 山本 準一

副会長 吉田 靖 史

理事 荻原政吉

理事 日野 芳 子

理 事 関 純 子

理事 赤羽 康 志

理 事 二 瓶 裕 史

理事 宮島 裕 一

理事 深澤 和歌子

理事 小野 清 仁

理事 石井 亨 博

理事 臼井 清 文

理事 和田英幸

理事 小林 一 夫

理事 蟹澤幸子

理事 高田 勝男

監 事 河 西 美智与

監 事 田 中 嗣 泰

監 事 小 畑 安 市

顧問 竹内波美男

顧問 小林 達 雄

顧 問 湯 澤 庸 雄

事務局長 大日方 敏 郎

事務局職員一同

私の描く国家資格者（士業）の関係イメージ ＝立体的共存共栄による国民サポートの輪



〔行政書士法の目的と業務〕

行政書士法は、昭和26年（1951年）2月22日法律第4号により制定され、同年3月1日に施行されました。このことから、都道府県ごとに行政書士法人として設立されている行政書士会によっては、2月22日を「行政書士の日」として記念行事を行っています。長野県行政書士会も、今年からこの日に県下一斉の無料相談会を開催することになりました。

行政書士法の目的は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することにあります（行政書士法第1条）。

この目的に基づき、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（電磁的記録を含む）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業務としていますが（行政書士法第1条の2第1項）、他の法律において制限されているものについては業務を行うことはできません（同条第2項）。

この目的規定と業務規定を合わせると、行政書士の仕事は、官公署手続の円滑な実施への寄与と、国民の利便に資するために官公署に提出する書類や権利義務又は事実証明に関する書類の作成を国民に代理し、これによって報酬を得る業務です。

〔行政書士徽章の意味と職業倫理〕



行政書士徽章

行政書士の徽章は、秋桜（コスモス）の花弁の中に「行」の文字を配したもので、「調和と真心」を表しています。

徽章が意味するように、行政書士は社会の調和を図り、誠意をもって職務を行うことを通じ、国民と行政との「絆」として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。また、行政書士は、隣接法律専門職の国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供しており、高い倫理観を持って職務に当たるよう心がけています。

行政書士が職業倫理を要請されるもう一つの理由は、行政書士の業務が憲法によって国民に保障されている職業選択の自由を一部制限し、国家が資格を与えた行政書士だけが前記の業務を行い得るという業務の独占性と、無資格の国民への罰則規定を有することから、表裏一体的に職業倫理が要請されるのです。（このことは、行政書士に限らず、他の士業にも当てはまるものと思います。）

〔私が描く国家資格者（士業）の関係イメージ〕

「行政書士と司法書士とはどこが違うの？」と聞かれることがあります。

どちらの業務も、国民サポートさらには国民の権利擁護を担っている点で共通しており、ただ、法律で規定された業務範囲、つまり野球で言えば「守備範囲」が異なるだけです。国の三権を担う機関・国民・企業からの時代の要請に応じて、セカンドやショートが連携し、「チーム全体」で守備している様子を想像してみてください。

具体的な例では、農地に住宅を建設する場合、行政書士が農地転用許可を申請し、住宅が完成すれば土地家屋調査士が建物の表題登記を申請し、司法書士が所有権保存登記を申請し、税理士が所得税の還付申告をそれぞれ国民に代理して行っています。

私は常々、諸手続の円滑な実施と権利義務・事実証明手続を含めて国民をサポートするためには、行政書士の制度だけでは完結できず、業務範囲（守備範囲）が規定されている国内のそれぞれの国家資格者（士業）が、「立体的共存共栄」の精神で連携し、それぞれの業務範囲外（守備範囲外）の仕事を紹介し合うことで、日本流の上質な国民サポートを展開することが大切だということを考えています。

このパラグラフ冒頭の国民の疑問に対して、士業間で「縄張り」ばかり言い争っては、国民の目からはまさに「コップの中の争い」にしか見えないでしょう。

きちんと業務範囲を国民に説明し、お互いの家の垣根を越えないまでも隣人として相談に来られた人に親切に対応し合うような社会でありたいと思うのです。

⇒次のページにこうした私の描く国・自治体・士業・企業関係のイメージ及び国家資格者（士業）の関係イメージと行政書士の業務例を掲載します。

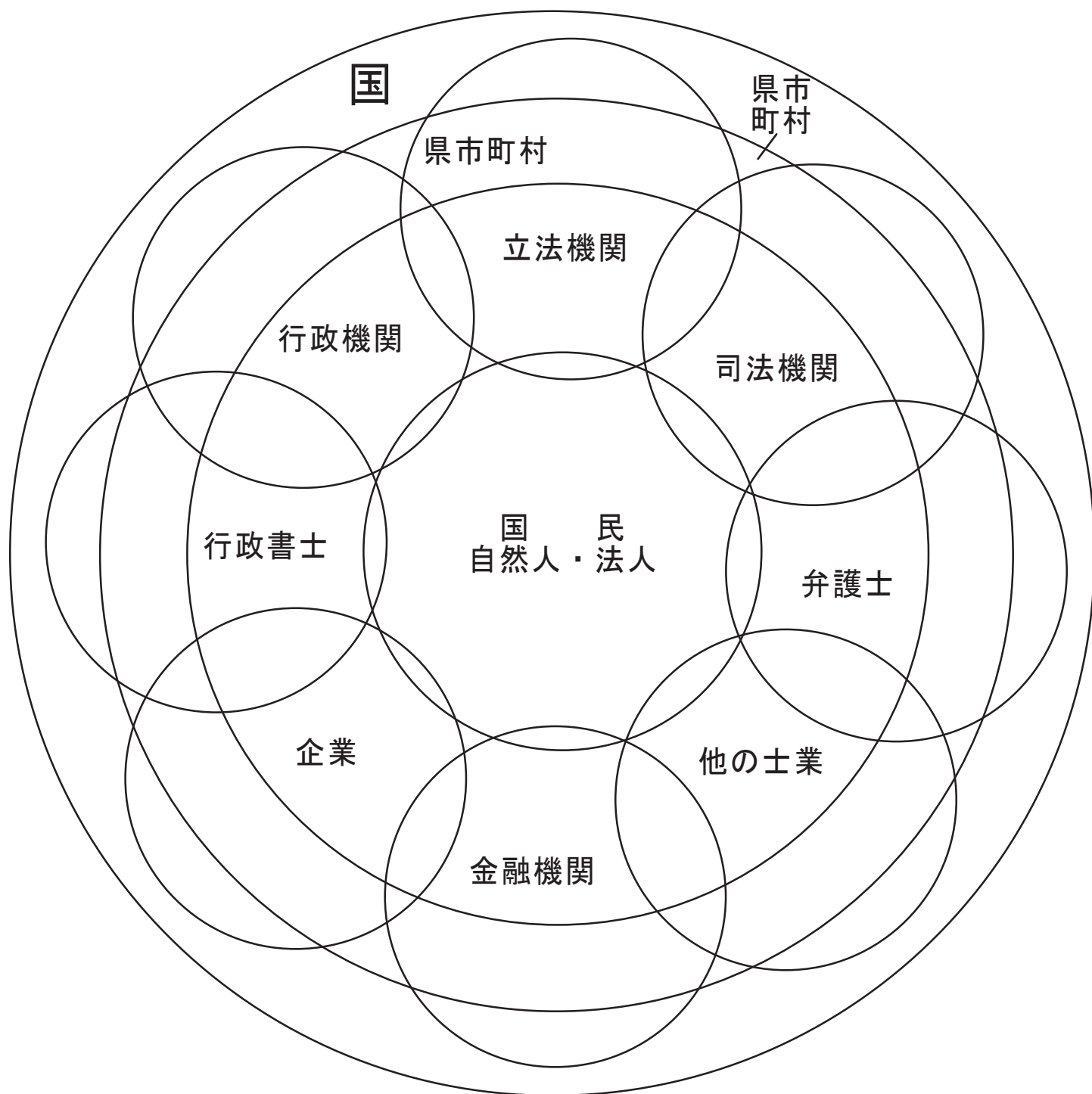
さまざまな業務を守備範囲に持つ行政書士の仕事は、国の三権を担う機関からの認識はもとより、国民・企業のみなさんからきちんと理解されれば、こんなに魅力ある仕事なのだということが解っていただけるものと思います。

※この会長のページは、月刊誌ニュートンの「行政書士の世界」に巻頭言として掲載したものです。

私が描く国・自治体・士業・企業関係のイメージ

(立体的国民サポートの輪)

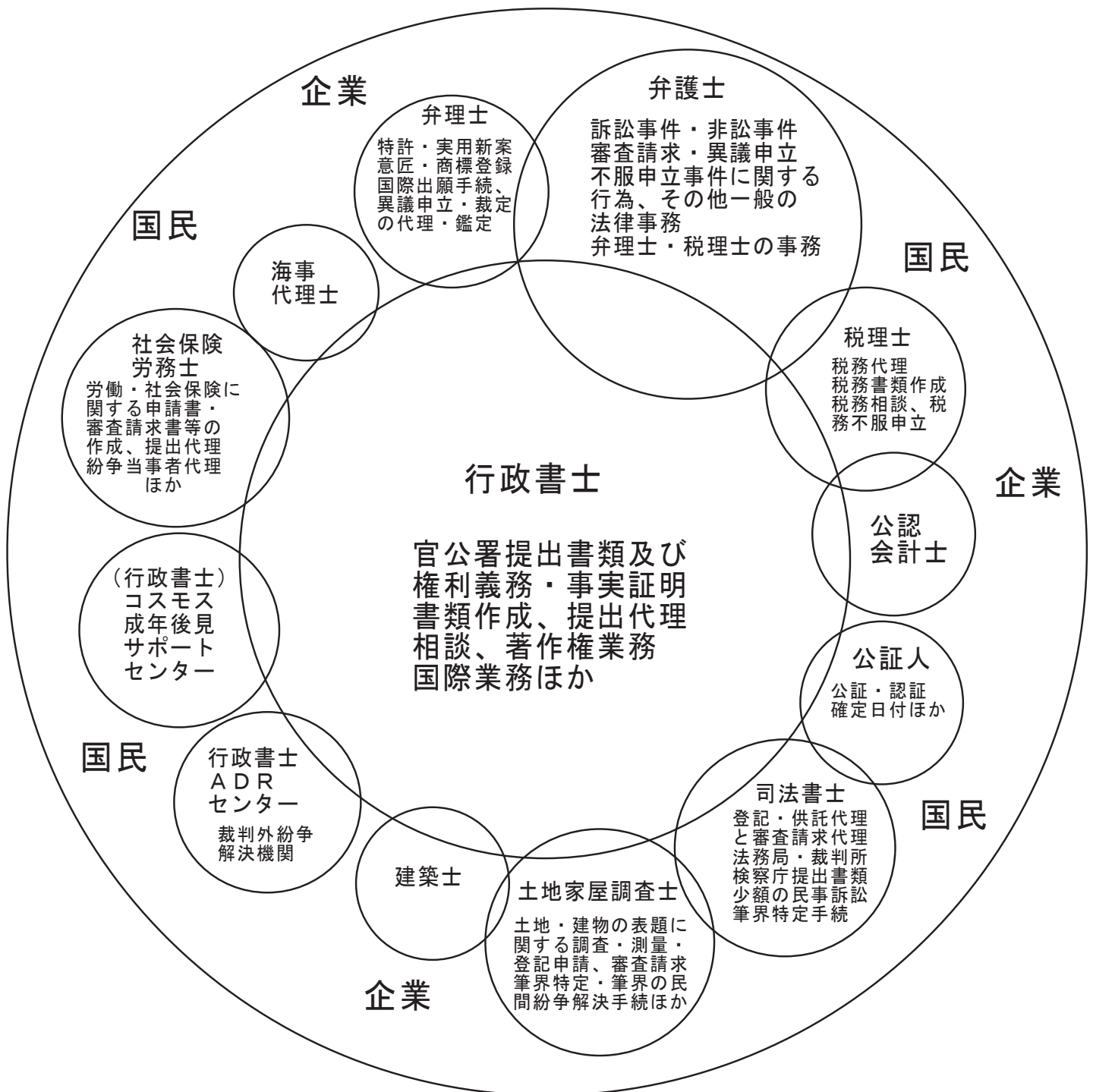
※全てを網羅したものではありません。



私が描く国家資格者（士業）の関係イメージ

（立体的共存共栄関係による国民サポートの輪）

※全ての士業を網羅したものではありません。



行政書士の業務例

- (1) 官公署に提出する書類の作成及び提出手続代理
 (例) 農地転用許可申請書類、建設業許可申請書類、経営事項審査申請書類
 入札参加資格審査申請書類、一般廃棄物・産業廃棄物許可申請書類
 運送業許可申請書類、自動車登録申請書類、自動車保管場所証明申請書類
 介護施設設置認可申請書類、料理飲食店営業許可申請書類
 風俗営業許可申請書類、在留許可申請書類、著作権登録申請書類 など
- (2) 権利義務又は事実証明に関する書類の作成
 (例) 遺産分割協議書、遺言書、売買契約書、贈与証書、法人定款・議事録 など
- (3) 行政書士が作成できる契約その他の書類の代理人としての作成
- (4) 行政書士が作成できる書類の作成についての相談業務
- (5) 社会貢献としての活動
 (例) 成年後見申立書類の起案(コスモス成年後見サポートセンター)
 裁判外紛争解決(ADR。機関認証必要)

新年賀詞交歓会の開催

平成26年1月7日（火）午後2時より、長野市「ホテル国際21」一階の藤の間に於いて、長野県行政書士会と長野県行政書士政治連盟の主催による、新年賀詞交歓会が盛大に開催されました。

昨年に引続き阿部守一長野県知事をはじめ、多くのご来賓の皆様方からご臨席を賜り、坂本副会長の開会のことばで始まりました。

山崎会長は、昨年はいろんな事のあった年でしたが、今年は消費税の値上げ、特に長野県知事選挙のあることを述べ、しあわせ信州創造プランで長野県を一層、元気な県にして頂きたいと阿部知事にエールを送りました。

行政書士会としては、行政手続きの利便性の向上に努め、国民の代理として県市町村等に書類申請するのが私達の役目とし、たとえば長野県と当会が災害時特別個人協定を締結すれば行政書士会員が役に立つことが出来るとの考えを示しました。

他士業の方々との立体的な共存共栄を構築しながら、中小企業支援や金融機関との連携を深め、国民の幸せサポートとして社会貢献をしたい。

外に向けては行政書士制度の活用の展開、内には能力担保の向上を目標として進みたいと述べました。

続いて政治連盟の和田会長は、昨年はアベノミクスにより景気が上向いた状況ではあるが、私共の地方まで及んでいるのかは疑問である。

行政書士会においても長野県経済との関係が深く、一番の行政窓口は長野県に関わるものであり8～9割を占めていると思う。

知事が長野県の良さを出せる政策を1つ、1つ実行していくなかで豊かな県民生活ができるよう行政書士も職業柄、手助けをしていきたいと述べました。

1、約束を守る

1、長野県の良さを引き出したい

1、日の当たらない人達に手を差し延べたい

この政治決意のもと長野県をこれからもリードして頂きたいと伝えました。

平成26年度は、景気の上向きに国民が一丸となって前向きに進めるよう良い年になるようお願いしたいと力強く結びました。

これを受けて来賓のご祝辞を頂きました。トップバッターの阿部知事は、本日のお祝いの言葉と行政書士会に対し平素から行政事業の円滑化並びに県行政全般に協力頂いているお礼とエールを頂いた事に感謝し、引続きご支援とご協力をお願いしたと述べられました。

今年は甲午年であり60年周期の干支でいう30年の折返し年。これからの30～60年は明るい元気な年にしていかなければいけない。

経済の発展も大事であるが、お金だけではない。経済成長と心の豊かさ（暮らしの豊かさ）の両方をしっかり育てる事が大事である。

昨年末、左手首を骨折し片手では自分一人でも出来ない経験をし、露見したかのような書が知事室に飾られているようです。

「孤掌難鳴」 一人では何事も成しえない という意味であり、知事も全力を尽くすが、本日お集まりの皆様方からもご指導、ご協力を頂き、共に元気な郷土づくりをしていきたいと述べられました。



阿部知事のご祝辞

他の来賓の方々からご祝辞を頂きましたが紹介は省略させて頂きます。

祝電披露後、宴会が催され年賀の挨拶、名刺交換など会場内は活気に溢れておりました。

来賓各位に湯澤顧問から万歳三唱が行われ、返礼として茨城会行政書士会会長の國井豊様より万歳はグリコの手の挙げ方では駄目で、まっすぐ手を挙げるようご指導を受け、万歳三唱が唱えられ閉会となりました。



宴会の様子

1月にしては、穏やかな暖かい一日でした。

(広報 藤森)



和田政連会長、阿部知事、本郷県議会議員、山崎会長

業 務 資 料

会員 各位

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の記載内容に関する留意事項

長野県行政書士会
会長 山崎隆二

このたび日行連から標記の件で通達がありましたが、文書枚数が多いため、要約して概要を説明します。職務上請求書は平成26年4月1日から新様式に変わるため、3月までは無料引換えできますが、記入に際しても会員各位充分留意してください。

1. 事案の経過の概要

新宿区役所に職務上請求書により戸籍類を請求したところ、窓口において「相続登記の添付書類を用途とする遺産分割協議書の作成及び成年後見申立てを用途とする親族関係説明図の作成は、最終的に法務局や家庭裁判所への提出書類となり、その作成は行政書士の業務ではない」事を理由に職務上請求に応じなかったため、全国の会員から日行連に問合せが寄せられたという事案が発生しました。

2. 日行連と新宿区役所の対応

日行連の総務部及び法規監察部において事案を検討した結果、「相続人の特定と遺産分割協議書及び相続関係説明図の作成は行政書士法に定められた行政書士の業務であり、それらの書類が法務局や家庭裁判所に提出されることがあるとしても、そのことをもって行政書士の職務上の請求を拒む理由にはならない」との判断に基づき、関係役員が新宿区役所と協議し、新宿区役所側もこれを認めました。

3. 会員留意事項

- ① 新宿区役所の事案は職員の権限愉越と思われそうですが、他の市町村でも同様の事案が生じても日行連の判断どおりの認識を持って業務に当たってください。
- ② 職務上請求書に「相続登記のため」「法務局に提出」「成年後見申立て」「家庭裁判所へ提出」などと記載をすることは、上記のような不測の軋轢を生じせしめないことから、請求理由は「被相続人〇〇（年月日死亡）の相続人特定及び相続関係図作成のため」、「〇〇を申立人とする〇〇の成年後見申立ての起案のため」とし、提出先は「依頼人」とするように留意してください。

※ 日行連の通達の内容は全支部に送付されています。

関係各位

横浜市郵送請求事務センターの設置について（ご案内）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成 26 年 2 月 3 日より、市内 18 区役所で行っている郵送による戸籍及び住民登録関係の証明書を集約して処理することとなりました。

これに伴い、平成 26 年 2 月 3 日以降、郵送により戸籍及び住民登録関係の証明書をご請求いただく場合は、次の郵送請求先までお願いいたします。

なお、市内 18 区役所宛にご送付いただいた請求書は、郵送請求事務センターへ転送して処理を行います。そのため、郵送請求事務センターへ直接ご請求いただいた場合に比べ、返信までに要する日数が多くなりますのでご了承ください。

1 平成 26 年 2 月 3 日以降の郵送請求先

名称 横浜市郵送請求事務センター

所在地 〒231-8307 横浜市中区尾上町 1 丁目 6 番地

※主な取扱証明書及び交付手数料

戸籍関係

住民票関係

戸籍全部事項証明書・戸籍謄本	450円	戸籍の附票の写し	300円	住民票の写し	300円
戸籍個人事項証明書・戸籍抄本	450円	身分証明書	300円	住民票記載事項証明書	300円
除籍全部事項証明書・除籍謄本	750円	独身証明書	300円	不在住証明書	300円
除籍個人事項証明書・除籍抄本	750円	不在籍証明書	300円	住居表示証明書	無料
改製原戸籍謄本・抄本	750円				

※詳しくは、「横浜市郵送請求事務センターホームページ」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/koseki/yusocenter.html>)

※税証明書の請求は、郵送請求事務センターでは取扱っておりません。
詳しくは、「よこはま市税のホームページ（税務窓口のご案内「郵送での証明請求」）」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/mado/#04>)

2 貴会会員への周知

本件については、業務で郵送請求を行う貴会会員へ周知くださるよう重ねてお願いいたします。

※一定期間に同一請求者から多量の請求があった場合、個別に請求理由を照会することがございますので、予めご了承ください。

横浜市民局区政支援部窓口サービス課
郵送請求事務センター事業担当 TEL 045-671-2176

日行連発第 1207 号
平成 26 年 1 月 16 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 矢 野 浩 司

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

今般、警察庁より、「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」（平成 25 年 12 月 9 日付、警察庁丁規発第 81 号）の通知が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該通知が出されたことにより、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 14 年 6 月 27 日付、警察庁丁規発第 76 号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 16 年 8 月 13 日付け警察庁丁規発第 50 号）は廃止されております。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【別添】

「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」
（平成 25 年 12 月 9 日付、警察庁丁規発第 81 号）

【警察庁ホームページ】

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20131209-1.pdf>

以 上

原議保存期間	5年（平成31年3月31日）
有効期間	一種（平成31年3月31日）

警 視 庁 交 通 部 長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警 察 庁 丁 規 発 第 8 1 号
平 成 2 5 年 1 2 月 9 日
警察庁交通局交通規制課長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

代理人が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書 保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を作成又は提出した場合における取扱い上の留意事項については 下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成14年6月27日付け警察庁丁規発第76号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成16年8月13日付け警察庁丁規発第50号）は廃止する。

記

1 委任状の取扱いについて

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の提出について行政書士会等に対し指導を行うこと。

2 本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等について、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

3 申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正について、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めるこ

と。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

4 申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

5 復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

長野県行政書士会としてフィリピン台風 被害義援金をお届けしました

会長 山崎 隆二



平成25年11月8日にフィリピンを襲った台風30号の被害は、レイテ島を中心として被害者は950万人、家を失った人は400万人、死者・行方不明者は5千人とも1万人ともいわれる大惨事です。

そして現在も被災者の方々の搜索や国土の復興に世界中からの支援を必要とされています。

テレビ報道で見るフィリピン台風の被害映像はあまりにも悲惨であり、平成23年3月11日に日本の東北部を襲った東日本大震災の被害映像を思い出さざるを得ません。

東日本大震災の時は、日本は世界各国から暖かい支援を受けましたが、フィリピンからも人員派遣や物資の支援をいただきました。

また、長野県行政書士会では、在留資格などを扱う国際部員を中心にフィリピン国籍の方々からの手続依頼が業務の一部となっているほか、国境を越えた相互支援はこれからの国際社会のあり方であると考えています。

長野県行政書士会では、本会予備費からの義援金支出について理事会の承認を得て、役員の義援と合わせて全会員の義援として、フィリピンの復興に少しでもお役に立てればとの思いで、公益財団法人「長野県国際化協会」へフィリピン台風被害義援金をお届けしました。



義援金 本会予備費から10万円、役員寄付3万円 合計 金13万円

※ 平成25年3月11に発生した東日本大震災の際には、長野県行政書士会として予備費から50万円を支出し、日本行政書士会連合会に送金しました。また、栄村の震災においては、募金活動により寄せられた約25万円の義援金をお届けしました。

研 修 会 報 告

平成25年度第1回建設部研修会を開催して

建設部 原田 裕子

建設部では、10月25日（金）、行政書士会館にて長野支部建設部会と共催で、標記研修会を開催しました。

台風27号と28号がダブルで接近するという悪条件の中でしたが、心配した大雨とはならず、午前、午後の部合わせて延べ68名のご参加を頂きました。

*研修企画に先立ち建設部が考えたこと

参加会員に役立つ研修とするため、第1回は初級者レベルの研修とし、シリーズ化することで、2年の間に相応の業務能力を身に着けて頂くこととした。

先進他県では、経営事項審査の事前審査を、窓口担当者に代わり、行政書士会員が担っている例がある。当長野会においても、審査担当者の養成という目標を掲げてはいるが、未だ方向が見えていない。研修を深化する中で、意欲ある会員のサポートができれば、目標に近づくのではと期待するものである。

また、今年度の当会全体の研修方針である、「支部との共催研修、コンプライアンス研修」を意識して実施することとした。

今回、共催した長野支部役員の方々には、会場、講師の手配や当日の司会進行などに、ご尽力を頂き、心より感謝申し上げます。

*実施内容

午前の部 午前10時～12時 参加会員38名

長野県の建設業界の現状について

長野県建築政策課建設業係 岡田健一先生

平成8年頃をピークに許可業者数は漸減し、その傾向は全国平均より強くなっていること、中小の資本規模の業者数が多いこと、各建設事務所における業者数分布などを詳細な資料に基づき現状分析し、また、社会保険制度の概略について研修した。

建設業許可申請書の作成について

長野県建築政策課建設業係 三枝大海先生

参加者の関心の高い部分であり、許可の五大要件について、概要説明を受けた後、経營業務の管理責任者要件、専任技術者要件、財政要件の具体的な内容と、必要な裏付け資料を詳細に研修した。初級者にあっては、押さえておきたいポイントであり、業務経験者にとっても自分の有する知識の再検証になったと思う。



業種の分類の説明では、太陽光発電設備設置工事の内容によって、該当する許可業種が異なることを研修した。

一般建設業と特定建設業の内容の違い及び許可要件について研修した。
その他、書類作成上の留意点として、申請書類の中で誤りが多い点に触れ、業務の参考となった。

入札制度について

長野県技術管理室入札契約班 向山洋一郎先生
公共工事の受注が再び増加することも予想される中、制度についての全体的な流れを研修した。大変わかりやすい資料と説明で参考になったことと思う。

行政書士のコンプライアンスについて

仲村部員
地味なテーマであるが、会員に広くコンプライアンスの意識を持ってもらうことを目的に特に建設業関係の違反事例を挙げて、研修した。



午後の部 午後1時～4時 参加会員30名

財務諸表の作成と留意点について

(株)ワイズ 経営状況分析係長 伊東陽子先生
講師の先生には、建設部員との事前打ち合わせの上、実習を交えた初級から中級者対象のプログラムを組んで頂いた。

最初に、プロジェクターを使い、勘定科目の説明を1時間にわたって受け、特に建設業関係の特殊な科目の説明に時間を割いて頂いた。

続いて、課題として与えられた貸借対照表（注釈文入り）を読み、建設業法上の財務諸表に対応するよう、解答用紙に転記する実習に取り組んだ。

実習は、わかっているつもりでも緊張するもの。電卓音がひとしきり会場に響いた。研修後、講師の先生から「全員が、真剣に取り組んでいる光景に感心しました。あちこちで同種の研修会を開催しますが、あまりないこと。」とのお褒めの言葉を頂きました。

勘定科目に関する問題集（回答付き）が別途配布されていたので、制限時間に余裕のある会員は、静かに取り組んでいた。ちなみに、私は勘違いをしていて合計が合わず、余裕がなかった組である。

最後に経営状況分析の審査項目や、点数アップのためのノウハウを学び、顧問会社へのコンサルティング（提案力）向上に役立つ研修となった。



建設部の1日研修は初めての試みであり、参加頂いた会員にはお疲れ様でした。また、意欲的な講義をして下さった先生方に感謝申し上げます。これからも会員に資する研修企画を立てて参りますので、多数のご参加をよろしくお願いいたします。

お 知 ら せ

行政書士無料相談について

法規監察部

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）行事の一つとして、行政書士による対面無料相談を各支部で開催し、行政手続等の相談に応じました。無料相談開催の状況、内容別相談件数は、次のとおりです。

支部	開催日時	開催会場	無料相談の内容・件数											合計	
			遺言 相続	各種 契約	定款 内容証明等	不動産 関係	戸籍 関係	建設 風営	法人 設立	農地 転用	自動車 関係	入管 関係	土地 開発		その他
佐久	10月19日(土) 10:00～16:00	イオンモール佐久平店 2 F イベントホール	18	6			3		2		1	1		4	35
上田	10月27日(日) 10:00～16:00	上田市中央公民館	5				1					1		3	10
諏訪	10月19日(土) 10:00～16:00	諏訪市公民館	1			1				1		2		1	6
伊那	10月19日(土) 10:00～15:00	伊那市立図書館 赤穂公民館	14	1		4						2		3	24
飯田	10月20日(日) 10:00～15:00	アピタ飯田店	14									1		1	16
松本	10月20日(日) 10:00～15:00	イオン南松本店東側出入口フードコート奥 塩尻市民交流センター（えんぱーく） 安曇野市豊科交流センター（きぼう） 大町市公民館分館 木曽福島高齢者保健福祉センター 3 F 会議室	17	1					2					14	34
長野	10月 2 日(水) 13:00～16:00 10月 8 日(火) 9:30～12:00 10月18日(金) 13:00～16:00 10月24日(木) 13:30～16:00 10月26日(土) 10:00～16:00	もんぜんぶら座 東長野いこいの家 かがやきひろば柳町 かがやきひろば湯福 会館 2 F	10	2		5	1							1	19
北信	10月12日(土) 10:00～16:00	中野市民会館	2												2
合 計			81	10	0	10	5	0	4	1	1	7	0	27	146

行政書士電話相談について

行政書士制度広報月間（10月1日から31日）の一環として、「行政書士電話相談」を10月4日（金）、5日（土）、6日（日）に長野県行政書士会館で実施いたしました。

相談件数と相談内容は次のとおりです。

相談件数 7 件

【内訳 相続関係 5 件、債権回収 1 件、その他 1 件】

行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

支 部

氏 名 _____

部購入 (送料は自己負担)

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思います。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

支 部

氏 名 _____

部購入 (送料は自己負担)



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成25年10月19日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 小野部長、二瓶副部長、会員15名
- 4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

□法定業務研修会

- 1 と き 平成25年10月21日(月)、22日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、佐藤部長、臼井副部長、永村部員、会員53名
- 4 研修内容・講師

【第1日目】

1 時限目	10:10～ 11:10	総論 公証役場の組織、公証役場 を利用するにあたっての留 意点 講師：長野公証役場 川村明夫公 証人
2 時限目	11:10～ 12:10	事例紹介 講師：長野公証役場 川村明夫公 証人
3 時限目	13:00～ 14:00	各論 私文書認証における認証代 理、公証人が扱う認証業務 の基礎知識・宣誓認証 講師：長野公証役場 須田信行公 証人
4 時限目	14:00～ 15:00	各論 私文書認証における認証代 理、外国文の認証 講師：長野公証役場 須田信行公 証人
5 時限目	15:20～ 17:00	コンプライアンス等について 講師：山本総務部長、日野同副部 長、関同部員

【第2日目】

7 時限目	10:00～ 11:00	各論 公正証書の作成 講師：永村部員
8 時限目	11:00～ 12:00	各論 確定日付の付与、事例紹介 講師：臼井副部長
9 時限目	13:00～ 15:00	各論 定款の作成、定款の電子認 証について 講師：飯田支部 森本幸登会員
10 時限目	15:10～ 16:10	効果測定

□関東地方社会保険未加入対策推 進協議会

- 1 と き 平成25年10月22日(火)
- 2 と ころ さいたま市、さいたま新都心合同

庁舎

- 3 出 席 者 香坂建設部長

□一日合同行政相談

- 1 と き 平成25年10月22日(火)
- 2 と ころ 伊那市、伊那市役所
- 3 出 席 者 北原、清水各会員

□建設部研修会

- 1 と き 平成25年10月25日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員、会員34名
- 4 研修内容・講師

- (1) 長野県の建設業界の現状について
講師：県建設部建設政策課建設業係
岡田健一主査
- (2) 建設業許可申請書の作成について
講師：県建設部建設政策課建設業係
三枝大海主事
- (3) 入札制度について
講師：長野県建設部技術管理室
向山洋一郎主査
- (4) 建設業財務諸表の作成について
講師：ワイズ公共データシステム(株)
伊東陽子分析係長

□東京入管後援外国人を対象とし た無料相談会

- 1 と き 平成25年10月29日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管本庁舎
- 3 出 席 者 吉田国際部長

□東京入管後援無料相談会

- 1 と き 平成25年11月5日(火)
- 2 と ころ 長野市、入管長野出張所
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員

□正副会長会

- 1 と き 平成25年11月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 新年賀詞交歓会について
 - (2) 顧問の委嘱報告
 - (3) 苦情事案等処理要領の改正について
 - (4) 支部交付金規程について
 - (5) 行政書士制度広報月間について
 - (6) 担当業務部の活動報告・計画
 - (7) 綱紀案件の報告
 - (8) 監察案件の報告
 - (9) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 平成25年11月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 村上委員長、小林副委員長、寺島職務代理人、神津、和田、赤羽、土屋、塚田各委員
- 4 会議事項
 - (1) 会長からの苦情案件の再度の諮問について
 - (2) その他

□自動車登録 OSS センター看板設置希望者研修会

- 1 と き 平成25年11月8日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、小林部長、会員6名

□ADR 研修会

- 1 と き 平成25年11月9日(土)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、手続実施者任命者8名
- 4 研修内容・講師
相談、交渉から、調停へ行政書士の面談調整機能

講師：中京大学法科大学院教授 稲葉一人先生

□広報部会

- 1 と き 平成25年11月11日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本支部事務局
- 3 出 席 者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報122号について
 - (2) これからの県のホームページについて
 - (3) 2月22日行政書士の日について
 - (4) 屋外広告塔について
 - (5) その他

□長野会国際部・山梨会共催研修会

- 1 と き 平成25年11月15日(金)
- 2 と ころ 諏訪市、かんぼの宿諏訪
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、長野会会員18名、山梨会会員18名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 行政書士申請取次実務研修会効果測定対策
講師：吉田部長、山梨会千田研修センター長
 - (2) パネルディスカッション
パネラー：赤羽副部長、三浦部員、山梨会有賀業務第三部副部長

□日行連交通事故関連実務者との意見交換会

- 1 と き 平成25年11月20日(水)
- 2 と ころ 東京都、行政書士会館
- 3 出 席 者 大野運輸交通部員

□日本労働組合総連合会長野県連合会主催長野県公契約条例制定推進会議の結成とより良い条例制定に向けた緊急集会

- 1 と き 平成25年11月20日(水)

2 と ころ 長野市、ホテル国際21

3 出 席 者 山本副会長

□無料相談会

1 と き 平成25年11月20日(水)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員

□関地協連絡会議

1 と き 平成25年11月21日(木)、22日(金)

2 と ころ 群馬県高崎市、高崎ビューホテル

3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、大日方事務局長

□関地協会長会議

1 と き 平成25年11月22日(金)

2 と ころ 群馬県高崎市、高崎ビューホテル

3 出 席 者 山崎会長

□環境部研修会

1 と き 平成25年11月22日(金)

2 と ころ 長野市、会館

3 出 席 者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、会員27名

4 研修内容・講師

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概論
講師：清水博 環境部長

(2) 経営分析に基づく評価方法
講師：平賀義教 環境部員

□東京入管後援外国人を対象とした無料相談会

1 と き 平成25年11月26日(火)

2 と ころ 東京都、東京入管本庁舎

3 出 席 者 三浦国際部員

□農林部研修会

1 と き 平成25年11月27日(水)

2 と ころ 伊那市、伊那市立図書館

3 出 席 者 坂本副会長、若林部長、石川副部

長、小島部員、会員25名

4 研修内容

(1) 農振除外申請・農地法許可関連の作成事例と対応事例

(2) 上記添付書類の図面に関しての作成事例と対応事例

(3) 太陽光発電施設関連の事例・疑問・対応

(4) その他質疑・要望等

□一日合同行政相談

1 と き 平成25年11月27日(水)

2 と ころ 飯田市、飯田文化会館

3 出 席 者 木下、昼神各会員

□企画研修部・伊那支部共催研修会

1 と き 平成25年11月28日(木)

2 と ころ 伊那市、いなっせ

3 出 席 者 佐藤部長、会員25名

4 研修内容・講師

知っておきたい知的財産の基礎知識

講師：行政書士・弁理士 小林克行先生(長野支部会員)

□関地協・東京会共催入管実務研修会

1 と き 平成25年11月29日(金)

2 と ころ 東京都、フォーラムエイト

3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員

4 研修内容

(1) 「投資・経営」に係る審査の要点

(2) 「永住」に係る審査の要点

□市民法務部「民法講座」

1 と き 平成25年11月30日(土)

2 と ころ 松本市、駅前会館

3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員、会員19名

4 講師：信州大学法科大学院 後藤教授

□運輸交通部・長野支部共催研修会

1 と き 平成25年11月30日(土)

- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 坂本副会長、小林部長、大野部
員、会員12名
- 4 研修内容・講師
行政書士が行う交通事故の事実調査と自賠責
申請等の実務について
講師：運輸交通部員 大野征也先生

□総務部会

- 1 と き 平成25年12月3日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山本部長、日野副部長、関、竹
淵、河西、高田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年賀詞交歓会について
 - (2) 苦情事案等処理要領の改正について
 - (3) 支部交付金規程の改正について
 - (4) 新規登録者必須研修について
 - (5) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成25年12月3日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 荻原委員長、深澤副委員長、小林
委員
- 4 会議事項
 - (1) 「行政書士 ADR センター長野規則」
「行政書士 ADR センター長野調停規程」
の確認
 - (2) 取扱分野の再考と弁護士会への対応
 - (3) 住宅セーフティネット相談会事業の中間報
告会について
 - (4) その他

□建設部研修会

- 1 と き 平成25年12月3日(火)
- 2 と ころ 諏訪市、RAKO 華乃井
- 3 出 席 者 坂本副会長、香坂部長、原田副部
長、仲村部員、会員25名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 社会保険・労働保険の仕組みと取扱につい

て
講師：社会保険労務士 高林清治先生

- (2) 建設業事例研修
- (3) 行政書士コンプライアンス研修
講師：仲村部員
- (4) 関地協建設業務連絡会報告・関東地方整備
局社会保険未加入対策伝達
講師：香坂部長

□中間監査

- 1 と き 平成25年12月6日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 河西、小畑各監事、山崎会長、山
本総務部長、和田政連会長、二瓶
幹事長
- 4 監査執行状況
平成25年4月1日から11月30日までの業務
推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の
収入・支出状況について、並びに長野県行政
書士政治連盟の収入・支出状況について、関
係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が
行われた。
監査結果については、12月6日(金)開催の
理事会及び幹事会で監事から適正に処理され
ている旨報告がなされた。

□正副会長会

- 1 と き 平成25年12月6日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本各副
会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度収入支出の中間監査について
 - (2) 新年賀詞交歓会について
 - (3) 苦情事案等処理要領の改正について
 - (4) 支部交付金規程について
 - (5) 行政書士制度広報月間について
 - (6) 綱紀案件の報告
 - (7) 監察案件の報告
 - (8) その他

□理事会及び部長会

- 1 と き 平成25年12月6日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本各副会長、荻原、日野、関、赤羽、二瓶、宮島、深澤、小野、石井、臼井、和田、小林、蟹澤、高田各理事、河西、小畑各監事
- 4 会議事項
 - (1) 平成25年度収入支出の中間監査について
 - (2) 各業務の活動報告・活動計画について
 - (3) 新年賀詞交歓会について
 - (4) 苦情事案等処理要領の一部改正について
 - (5) 支部交付金規程の一部改正について
 - (6) 綱紀事案について
 - (7) 監察事案について
 - (8) その他

□市民法務部・松本支部共催研修会

- 1 と き 平成25年12月7日(土)
- 2 と ころ 松本市、上土ふれあいホール
- 3 出 席 者 小野部長、会員38名
- 4 研修内容・講師
相続手続の実務と最近の傾向
講師：長野県行政書士会会長 山崎隆二先生

□国際部・松本支部共催研修会

- 1 と き 平成25年12月14日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 吉田部長、赤羽副部長、三浦部員、会員19名
- 4 研修内容・講師
家族の在留資格について
講師：東京都行政書士会 和田直也先生

□東京人管後援外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成25年12月17日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管本庁舎

- 3 出 席 者 赤羽副部長

□無料相談会

- 1 と き 平成25年12月18日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員

□市民法務部「民法講座」

- 1 と き 平成25年12月21日(土)
- 2 と ころ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員、会員15名
- 4 講 師 信州大学法科大学院 後藤教授

□関東地方社会保険未加入対策推進協議会長野県ワーキンググループ

- 1 と き 平成25年12月24日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野合同庁舎
- 3 出 席 者 香坂建設部長

□国土交通省補助事業相談会の中間報告会・事例研究会

- 1 と き 平成25年12月25日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、会員18名
- 4 内 容
 - (1) 担当した相談会の内容を、地区担当責任者を中心に相談報告票に基づいて発表(事例研究)
 - (2) 旅費日当、会場・広報費など立替分の精算

□広報部会

- 1 と き 平成26年1月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員
- 4 会議事項

- (1) 賀詞交歓会当日の取材について
- (2) 会報123号について
- (3) SBC ラジオ放送「ラジオカー」の生放送・行政書士記念日について
- (4) 県のホームページについて
- (5) その他

□東京会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月9日(木)
- 2 と ころ 東京都、京王プラザホテル
- 3 出 席 者 山崎会長

□栃木会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月10日(金)
- 2 と ころ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出 席 者 佐藤副会長

□南県町新年祝賀会

- 1 と き 平成26年1月11日(土)
- 2 と ころ 長野市、ホテル国際21
- 3 出 席 者 山本副会長

□埼玉会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月14日(火)
- 2 と ころ さいたま市、浦和ロイヤルパインズホテル
- 3 出 席 者 坂本副会長

□新潟会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月14日(火)
- 2 と ころ 新潟市、ホテル日光新潟
- 3 出 席 者 山崎会長

□無料相談会

- 1 と き 平成26年1月15日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 佐藤副会長、小野部長、大塚部員
- 4 相談件数 1件(電話)

□運輸交通部・松本支部共催研修会

- 1 と き 平成26年1月15日(水)
- 2 と ころ 松本市、松本市勤労者福祉センター
- 3 出 席 者 坂本副会長、北原副部長、大野部員、会員8名
- 4 研修内容・講師
交通事故関連業務研修
講師：本会運輸交通部員 大野征也先生

□群馬会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月15日(水)
- 2 と ころ 前橋市、前橋商工会議所会館
- 3 出 席 者 山本副会長

□千葉会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月18日(土)
- 2 と ころ 千葉市、三井ガーデンホテル千葉
- 3 出 席 者 吉田副会長

□保健生活安全部会

- 1 と き 平成26年1月20日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副部長、和田部長、柳澤副部長
- 4 会議事項
(1) 平成25年度事業報告について
(2) 平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について
(3) その他

□神奈川会賀詞交歓会

- 1 と き 平成26年1月22日(水)
- 2 と ころ 横浜市、横浜ベイシェラトン
- 3 出 席 者 山崎会長



11月6日の支部研修東京入局管理局見学、 築地・横浜グルメの旅に参加して

諏訪支部 原 直也

秋も深まり、仕事の方も一段落ついたので、諏訪支部の研修旅行に参加してみた。

私個人の目的としては、前に一度申請取次ぎの資格を持っていたが、今は更新していないので、国際業務についてもう一度自分のビジネスとして、検証してみたいと思った。

行きのバスでは、退屈しのぎの謎々クイズが行われ時間が永く感じる事はなかった。当然、この時点では一般の慰安旅行のようなアルコール類は一切禁止である。

赤羽副支部長による東京入局管理局の窓口紹介の後、バスはフジテレビのビルやレインボーブリッジが見える近未来的な景色の中を走り抜け、管理局前に着いた。駐車場ではなく、信号手前の道路上で下車した。管理局の中は一般の行政庁とは異なり、各窓口が一箇所にまとまるのではなく、階段やエレベーター等を中心にして放射状に各窓口が置かれている形状になっていた。申請者側から見ると行政庁はこうあってほしいと感じる作りである。また、窓口は中国人が担当しているとの事。これらは入管業務の特殊性があり、その必要性があつてこうなつたと思う。申請者と思われる人達は一目見て外国人が多いと感じた。やはり、ここ国際関係業務の中心地でさえ、自分で申請する人が多いようだ。否しかし、此处中心地だからこそ、行政書士に依頼する必要が無いと言えない事もない。これについては、簡単に結論は出ない。全てのビジネスは、それぞれの土地の顧客の必要性によって年月を経て定まっていく。非常に専門制が強く、独自の捜査権力があり、罰則も重い国際業務は行政書士のマーケティングを考える上で良い例となるような気がした。インターネットが普及した現在でも、狭い地域の必要性を考えずにビジネスを行う事は難しい。余程の専門的経験や知識、そしてけっこうな広告料金が必要となる。行政書士としていつも考え、迷うところである。

さて、東京入局管理局の見学の後、バスは築地へ向かった。築地は初めてだが、狭い地区に沢山の商店や飲食店が並ぶ、今時めずらしい所だ。こういう所の食事はえてして美味しい。沢山の専門店が過酷な競争にさらされていて、生き残ってきたからだと思う。皆で寿司を食べた。やはり、柔らかいシャリとネタとの調和が大変美味であった。しかし、私は最近回転寿司しか食べていないので、割り引いて考えなくてはいけない。築地は短時間ではあり、せりを行う本拠地を見ることができずに残念な気持ちが残った。こんな機会でなければ来ることはないと思った。

バスは最後の横浜中華街に向い、飲食する店舗の前で下車した。飲食前に買物のため、中華街を歩いたが、横浜中華学院等もあり、中国人を始めとして外国人が多い。これらの人の呼び寄せや滞在の申請は誰が行っているのだろうか。気になるころではある。日本向けに味付けされていると思われる四川料理はまだ辛く感じたが、それが中華街の料理なのだろう。

中華街で腹一杯の食事を済ませ、バスは一路諏訪方面に向かった。帰りのバスの中で、行政書士として、専門的知識を深め他の行政書士には出来ない事を扱うことが、今自分に一番必要であると思った。しかし、それは今比較的沢山の依頼をもらっている業務の中から選択し、深めて進化させるしか無いとあらためて感じた。有意義な旅行ではあった。



支部だより

研修旅行に参加して

諏訪支部 五味 直美

11月6日に行われた諏訪支部の研修旅行に参加しました。

東京入国管理局の見学は、比較的空いている日だとのことで、説明を受けながらゆっくり見て回ることができました。それでも想像していたよりも人の出入りが多く、各窓口にも長い列ができていて驚きました。普段気軽に見に行けるような場所ではありませんので、大変興味深く貴重な体験となりました。

次いで築地市場、横浜中華街を散策して買い物を楽しみ、おいしい中華のお昼をいただきました。円卓を囲んで先輩方の体験談や裏話、趣味の話題などを伺うことができ、いろいろな意味で勉強になりました。

支部の一員となってまだ日が浅く、他の先生方と長時間行動を共にするのも初めてでしたので、最初は不安もありましたが、支部長はじめ皆さんが大変気さくに接してくださったおかげで楽しい時間を過ごすことができました。

今後もこのような機会には積極的に参加していきたいと思います。



長野県行政書士政治連盟のページ

アベノミクスと日本再生

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

新年あけましておめでとうございます。

会員各位におかれましては、清々しい新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。また、日頃は、長野県行政書士政治連盟の活動に対してご理解ご支援をいただいております事を心から感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、一昨年の衆議院選挙で政権を奪還した自民党が2期目となる安倍総理を中心に、強力な経済金融政策アベノミクスを推進して、経済市場を円安株高に誘導しました。続く7月の参議院選挙でも自公政権の圧勝という結果により、衆参のねじれが解消して「決められる政治」への基盤が成立しました。そして、これから3年後の参議院選挙実施まで国政選挙は無く、自民党を中心とした安定政権が続くことになります。

この安定政権で、安倍総理は日本をどのような国に導くのか注目されていますが、昨年の12月臨時国会では、国家の安全に対して大事な法案である国家安全保障会議設置法、特定秘密保護法の2法が成立し公布されました。12月の暮れには、安倍総理の靖国神社参拝、仲井真沖縄県知事の普天間飛行場移設に向けて辺野古沖埋立承認という大きなニュースもありました。

本年は、日本にとっても安倍政権にとっても、内政外交の両面における正念場と言ってもいいでしょう。中でも国民が一番期待することは景気回復です。特に、4月から消費税率が5%から8%に引き上げられます。アベノミクスで経済が上向いてきた中で、景気を減速させないかという不安があります。政府は、5.5兆円の補正予算の執行と65兆8800億円の平成26年度一般会計予算によって、景気を減退させることなく乗り切ろうとしています。

これらの施策によってデフレが解消して、大企業だけでなく地方の中小企業が景況感を実感し、労働者の賃金が上昇し消費が伸びることが景気回復です。大いに期待するところです。

ほかにも、東日本大震災の復興、原発問題、TPP交渉の行方、集团的自衛権の解釈変更問題、憲法改正論議、2020年東京オリンピックに向けてのインフラ整備、そして、少子化問題など、課題は山積しています。どれも重要な課題であり、日本再生に向けて避けては通れません。

政治と経済は、一体のものであり、今後は、安倍政権にとってアベノミクスの第3の矢である成長戦略、すなわち民間投資を喚起し、民間企業による設備投資やものづくりに対する自信回復を図る戦略が成果を出してくるかが問われます。そのために、臨時国会では、産業競争力強化法、国家戦略特別区域法などが成立しました。

しかし、行政書士会が要望している行政不服審査法の代理権付与の法改正は、法案になりませんでした。

日政連では、行政書士制度を取り巻く法改正にあたり政治活動を継続しておりますが、法改正に結びつく成果が出ていないことは残念であります。今後の課題として、日政連と地方組織が一体となって自民党を中心とした安定政権にどのような政治活動を行っていくのか明確な方針を立てる必要があります。

長野県行政については、県議会議員との関係を重視しますが、県担当部局との懸案事項の調整や研究を進めることがまず重要であり、相互の信頼関係を築くことが最も重要です。その上で、「長野県行政書士制度推進議員懇話会」や「自民党県連職域支部」を通じた要望活動を行うことが基本的原則であります。

本年も引き続き、行政書士として職業を通じてではありますが、国民の皆様方に対し、貢献ができる組織として活動してまいりたいと考えております。

最後に、会員各位の益々のご発展とご健勝をお祈りし、長野県行政書士政治連盟会長としての新年のごあいさつといたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者—

個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	25.10.15	篠田 幸永	岡谷市	長野支部	25.11.1	宮澤 徹	長野市
松本支部	26.1.1	小笠原 聡	松本市	松本支部	26.1.1	齋藤 良	松本市
長野支部	26.1.1	小谷美和子	長野市	諏訪支部	26.1.15	長崎 晃大	岡谷市
諏訪支部	26.1.15	金子 彰	諏訪市	飯田支部	26.1.15	勝野 公雄	下伊那郡阿南町

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
長野支部	北島 良一	25.10.25	上田支部	山浦 益男	25.10.31	伊那支部	伊澤 幸雄	25.12.31
伊那支部	守屋 實衛	25.12.20	長野支部	牧 和夫	25.12.31	諏訪支部	鶴石 悠紀	25.12.31
松本支部	吉澤 國雄	26.1.9						

法人会員

行政書士法人はやぶさ湖北支店（岡谷市堀ノ内一丁目11番6号）・変更年月日 H25.11.1

元理事森本幸夫先生逝く

平成3年から平成9年まで、理事として本会の運営に尽力された森本幸夫先生が、平成25年11月30日お亡くなりになりました。

先生の突然の逝去に対し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

下 平 清 志 殿（長野）
平成25年11月

編 集 後 記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は東京五輪の決定で「お・も・て・な・し」に沸き、「今でしょ」が連発された年でした。でも単なる流行語ではなく、私達の仕事に対してもとても大事な言葉だと感じております。

今年は午年。何事にも馬のように飛び、跳ね、走り、元気な一年でありますように祈りたいです。

新米の広報部員です。分からぬうちに担当号が来てしまいました。他の部員の皆様から助けて頂きながら頑張っていきたいと思っています。

今年一年、宜しくお願い致します。

（広報部員 藤森ひろ子）

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山崎 隆二

編集者 広報部長 蟹澤 幸子

印刷 三和印刷(株)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について

(1) 表紙用の写真、絵画、書など

作品及び作品の簡単な説明（100字程度）

(2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など

字数2,000字程度

(3) その他

自由投稿

2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りします。(肖像権等ご注意ください。)

3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。

4. 原稿などの送付方法について

(1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。

(2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。

(3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。

(4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。

5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。

6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。

7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。

8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。

9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

おまかせください
あなたの毎日を
しっかりサポート

●行政書士賠償責任補償制度

お客様との信頼関係の維持の為に
お客様からの賠償請求にそなえる保険。

●行政書士新団体医療補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険。
病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険。

●成年後見賠償責任補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険

●確定拠出年金・個人型

公的年金のプラスアルファとして

行政書士の皆さまの毎日を
しっかりとサポートする
ために、業務や生活に必
要な保険から、専門書籍、
ITサポートなどの豊富な
メニューをご用意。
行政書士の皆さまにとって
なくてはならないサービス
をこれからもご提供いた
します。

全行団

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677

有限会社全行団は、日本行政書士会連合会及び
地方協議会から出資を受けた行政書士の福利
厚生、事務所運営を目的とした営利法人です。

